

## なるほど! 国際交渉

## 第1回 議定書の効力とは?

WWFジャパン 気候変動・エネルギープロジェクトリーダー 小西 雅子



**Q** 昨年、京都議定書の第一約束期間が終わりましたね。「議定書」にはどんな効力があるのですか?そもそも京都議定書は何をめざしていたものだったのですか?

**小西** 議定書とは、国際的に多国間で取り決める条約(協定、憲章など)の一つの形ですが、地球温暖化の国際交渉の世界では、法的に拘束力のある強い条約と位置付けられています。平たく言えば、京都議定書とは「公約した削減目標を達成できなければ罰則が課されるので、参加している各国が削減をより頑張る」ことが期待される条約と言えます。

京都議定書には大きく分けて二つの目的があります。一つは「排出削減」、もう一つは深刻化する温暖化の影響に対応する(「適応」という)を進めることです。

京都議定書の第1約束期間では法的拘束力のある目標を、歴史的に排出責任のある先進国にまず課しました。その上で、削減目標を達成しやすくするために、さまざまなルールをつくったのです。代表的なものには、先進国間や、先進国と途上国間で排出量を取引する制度があります。これらのルールは、環境保護を経済の世界に持ち込み、世界的なカーボンマーケットを生み出し、排出枠を取引するという経済活動によって、世界全体の排出削減を実現するという革新的な仕組みをつくり出したのです。

もう一つの「適応」は、温暖化の影響にもろい低開発途上国などにとって、京都議定書などの多国間条約に臨む最大の理由とな

っています。貧困や飢餓に苦しむ低開発途上国にとって、干ばつや海面上昇など温暖化の影響による被害はさらに追い打ちをかけるものであり、国際社会の支援がなければ将来の展望がありません。その国際社会からの資金や技術の支援を「適応」の仕組みとして構築することも京都議定書の大きな役割でした。

**Q** 議定書によって温室効果ガスは減ったのですか?

**小西** 京都議定書の第1約束期間では、37の先進国と地域が、1990年比で削減目標(全体として約5%)を持ち、これらの国々では排出量を抑えることに成功しました。しかし京都議定書に参加していないアメリカでは排出量は10%以上増加し、20%以上増加させたカナダは、2011年末に京都議定書から脱退してしまいました。

京都議定書のルールでは、第1約束期間に目標達成できなかった場合には、第2約束期間の目標を30%増しすることになっていますが、そもそも京都議定書から脱退してしまえば、罰則を科されることにはなりません。そのため京都議定書における法的拘束力のある目標というのは、国際法上では有効性が疑問視されるのは事実です。

また世界全体の排出量は、急速に経済発展した新興国からの排出量が急増したため、大幅に増加しました。国際エネルギー機関(IEA)によると、京都議定書の基準年である90年のエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は209

億7000万tでしたが、2010年には302億8000万tと約1.4倍に達しています。

これらのことから京都議定書にはもはや意味がないとする論調が日本では多く聞かれますが、京都議定書の効果を論ずるには、そもそも京都議定書がなければどうだったかということと比べる必要があります。京都議定書に参加している先進国の排出量は、基準年の1990年から比べて約10%減少しており、法的拘束力のある目標を持つ効果があったことが考えられます。日本においても京都議定書に参加したからこそ温暖化対策の法律が作られ、官民挙げて削減に取り組んだと言えるでしょう。

また排出量は経済発展とリンクするため、途上国が開発を進める過程ではどうしても排出量は増加します。しかし増加する中においてもクリーン開発メカニズム(先進国と途上国間の共同削減プロジェクト)などの京都議定書のルールが存在によって、途上国側が排出量の把握や削減行動に関心を深めたことは京都議定書の大きな功罪と言えるでしょう。

さらに先進国の京都議定書に対する姿勢は、排出量が急増している途上国の削減努力を引き出すのにも大きなカギをにぎっていました。今後さらに世界人口が増えていく予測の中で、途上国の経済発展の余地を残しながら、全体としての排出量を減らしていくには、いまだ1人あたりで途上国の数

倍の排出量を出している先進国が率先して義務を果たすことが不可欠です。欧州連合が激しい交渉の末に京都議定書に残ったのは、途上国側の削減努力を引き出すためでもありました。

## Q 第2約束期間では何をやるのですか？

**小西** 第2約束期間は、2013～2020年の期間と定められ、参加する先進国全体で1990年比までに18%の削減となることをめざすことになりました。日本は以前から京都議定書に目標を持たないことを宣言しており、ロシア・ニュージーランドも目標提出を拒否したため、第2約束期間に目標を持つのは主に欧州諸国だけとなりました。

途上国と日本などの京都議定書から離れた先進国は、第2約束期間と並行して進められる別の取り決め(カンクン合意)の中で削減行動を自主的に行っていくこととなりました。

しかし各国の自主的な行動だけに頼るのでは、排出削減の成果を挙げることができないのはこれまでの歴史が証明しています。拘束力あるルールによって新たな国際的枠組みへの機運につなげる必要がある中、京都議定書から離れた日本が、2015年に合意する次の温暖化枠組み交渉において、どのように効果的な仕組みを提案できるのかが問われています。

●エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の推移

